

旧	新
<p>I 共通編</p> <p>1 野生動物の科学的・計画的保護管理 → 「はじめに3. 4.」</p> <p>(1) 野生動物の保護管理の理念と性格</p> <p>(2) 特定鳥獣保護管理計画の実施状況と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題の把握と目標の設定 ・個体群の現状把握 ・被害の実態把握 ・個体群管理 ・被害防除 ・生息地管理 <p>・モニタリングとフィードバック</p> <p>・合意形成</p> <p>(3) 主なテーマに関する考え方</p> <p>II 種別編</p> <p>1 基本事項</p> <p>(1) イノシシの生物学的特徴 → 「III資料編2.」</p> <p>(2) イノシシをめぐる歴史と現況</p> <p>(i) イノシシをめぐる歴史</p>	<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドラインの構成 2. ガイドライン改訂の目的 <p>3. 野生動物の保護管理の基本</p> <p>4. 特定鳥獣保護管理計画による科学的・計画的な保護・管理</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の目的 (2) 現況（生息動向、被害動向）の把握 (3) 目標設定 (4) 保護管理施策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 個体群管理 2) 被害防除対策 3) 生息環境管理 4) 総合的な取り組みの必要性 (5) モニタリングとフィードバック管理（PDCA サイクル） (6) 体制と人材配置 (7) 役割分担・連携 <ol style="list-style-type: none"> 1) 各主体の役割分担 2) 連携の必要性 (8) 特定計画の必要性とメリット <p>I 基本事項</p>

旧	新
<p>(ii) イノシシの生息状況と被害状況 → 「I 基本事項1.」</p> <p>(iii) イノシシ管理の現状 → 「I 基本事項1.」</p> <p>(3) 保護管理の基本的な考え方と主要な課題 → 「I 基本事項2. 3.」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ管理の基本的な課題 ・捕獲圧の強化 ・保護管理の目標と捕獲目標の設定 ・モニタリング ・その他の問題 	<ol style="list-style-type: none"> 1. イノシシの現状 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生息状況 (2) 被害状況 (3) 捕獲状況 (4) 管理の現状 2. イノシシ管理上の課題 3. 課題解決に向けたイノシシ管理の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業被害の軽減に向けた総合的な取り組み <ol style="list-style-type: none"> 1) 恒常的に農業被害が発生している場合 2) 分布拡大(回復)により被害が発生しそうな場合 3) 島嶼などへの侵入初期で生息数が非常に少ない場合 (2) 市街地出没の抑制・被害の防止 <ol style="list-style-type: none"> 1) 市街地出没のパターン 2) 出没パターンに応じた適切な出没抑制対策 3) 市街地出没した際の適切な対応方針及び対応体制 (3) モニタリング <ol style="list-style-type: none"> 1) 捕獲に関する情報収集 2) 密度指標の収集 3) 被害状況の収集 (4) 目標設定 (5) 計画の評価と改善 (6) 役割分担と連携 <ol style="list-style-type: none"> 1) 都府県の役割 2) 市町村の役割

旧	新
<p>2 保護管理計画の作成と実施 → 「Ⅱ計画立案編」</p> <p>(1) 現状把握と保護管理目標の設定</p> <p>(i) 地域個体群の現状</p> <p>(ii) 生息環境</p> <p>(iii) 被害及び被害防除状況</p> <p>(iv) 捕獲状況</p> <p>(v) その他事項</p> <p>(vi) 現状に関する評価と保護管理の基本目標</p> <p>(2) 保護管理計画の策定・実行の具体的な進め方</p> <p>(i) 計画期間と対象地域</p> <p>(ii) 具体的な管理目標及び管理方式の設定</p> <p>(iii) モニタリング等</p> <p>(iv) 計画の実施体制及び実施状況の評価とフィードバック</p> <p>参考文献 → 「Ⅲ資料編4.」</p>	<p>3) 地域・農家の役割</p> <p>(7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけ</p> <p>(8) 違反（違法）行為への対応</p> <p>Ⅱ計画立案編</p> <p>1. 計画策定の目的及び背景</p> <p>2. 管理すべき鳥獣の種類</p> <p>3. 計画の期間</p> <p>4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域</p> <p>5. 第二種特定鳥獣の管理の目標</p> <p>6. 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項（指定管理事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項）</p> <p>7. 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項</p> <p>8. その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項（被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める）</p> <p>Ⅲ資料編</p> <p>1. 事例集</p> <p>2. イノシシの生物学的特徴</p> <p>3. 用語解説</p> <p>4. 参考文献</p> <p>5. 引用文献</p>